

定例監査の結果（令和7年1月31日決定分）

資料提供
令和7年3月6日
監査委員事務局
担当：大山
内線：5114
直通電話：513-5125

第1 監査の概要

1 監査の趣旨

定例監査は、地方自治法第199条の規定に基づき、広島県監査委員監査基準（以下「監査基準」という。）第2条第1項第1号に規定する財務監査及び同項第2号に規定する行政監査を実施するもので、県の事務及び事業の全般を対象とし、事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性、正確性の観点に加え、経済性、効率性及び有効性の観点にも留意の上、監査基準に準拠して実施した。

なお、県が実施する工事等を対象として監査を実施する場合は、上記のほか、計画、設計、積算、施工等の各段階において、主として技術面から当該工事等が適正に行われているかについても監査した。

2 監査の実施内容

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、令和5年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	総務局	令和6年8月7日	令和6年7月23日	実地	4
2	健康福祉局	令和6年8月2日	令和6年7月18日	実地	6
3	土木建築局	令和6年8月28日	令和6年8月7日	実地	7
4	収用委員会	令和6年8月28日	令和6年8月7日	実地	9
5	西部総務事務所（本所、総務第二課、呉支所、東広島支所）	令和6年11月6日	令和6年10月1日、18日、21日、24日	実地	10
6	東部総務事務所（本所、総務第二課）	令和6年11月5日	令和6年10月10日、16日	実地	11
7	北部総務事務所（本所、総務第二課）	令和6年10月28日	令和6年10月2日、3日	実地	12
8	東部県税事務所（本所、尾道分室）	令和6年11月5日	令和6年10月10日、16日	実地	13

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
9	北部県税事務所	令和6年10月28日	令和6年10月2日	実地	14
10	県立文書館	令和6年8月7日	令和6年7月23日	実地	15
11	県立総合技術研究所	令和6年8月7日	令和6年7月23日	実地	16
12	県立総合技術研究所西部工業技術センター	令和6年11月11日	令和6年10月22日	実地	17
13	西部厚生環境事務所・西部保健所（本所、広島支所、呉支所）	令和6年11月6日	令和6年10月1日、21日、24日	実地	18
14	西部こども家庭センター	令和6年10月9日	令和6年9月19日	実地	19
15	広島障害者職業能力開発校	令和6年10月17日	令和6年9月18日	実地	21
16	東部農林水産事務所（本所、尾道農林事業所）	令和6年11月5日	令和6年10月10日、16日	実地	23
17	北部農林水産事務所	令和6年10月28日	令和6年10月3日	実地	24
18	東部畜産事務所	令和6年11月5日	令和6年10月16日	実地	25
19	北部畜産事務所	令和6年10月28日	令和6年10月3日	実地	26
20	東部家畜保健衛生所	令和6年11月5日	令和6年10月16日	実地	27
21	北部家畜保健衛生所	令和6年10月28日	令和6年10月3日	実地	28
22	西部教育事務所（本所・芸北支所）	令和7年1月31日	令和6年10月1日、11日	書面	29
23	東部教育事務所	令和7年1月31日	令和6年10月10日	書面	30
24	県立呉宮原高等学校	令和7年1月31日	令和6年9月25日	書面	31
25	県立日彰館高等学校	令和7年1月31日	令和6年10月4日	書面	32
26	県立庄原特別支援学校	令和7年1月31日	令和6年10月3日	書面	33

4 監査執行者

令和6年9月30日までの監査執行者は、次の4人である。

小林 秀矩、山下 智之、奥 兆生、三田 利江子

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

【監査の結果の区分に係る注釈】

監査の結果の区分については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において検討を要請するものは、「検討要請事項」としている。

1. 総務局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県政の基本的事項の企画及び総合調整並びに施策の推進に関する事務
職員の人事管理に関する事務
議会及び県の行政一般に関する事務
県の予算、税その他の財務に関する事務
行政手続、情報通信、統計に関する事務
条例の立案その他他局の主管に属しない事務

- イ 組織体制 11課3チーム3担当

課名	総務課、審理担当、秘書課、人事課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、経営企画チーム、施策形成支援チーム、広報課、統計課、研究開発課、DX推進チーム、デジタル県庁推進担当、デジタル基盤整備課、県庁情報システム担当
----	--

- ウ 職員数（令和6年4月1日現在）

現員 306人（うち暫定再任用職員数 8人）

会計年度任用職員数 41人

- エ 主な施策（令和5年度）

県行政の基本的事項の企画及び総合調整、施策の推進

デジタルトランスフォーメーションの推進

地方創生の推進及び重要施策の総合調整

内部統制制度の推進

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

ア 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、(ア)及び(イ)のとおり不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。(財産管理課)

契約名	県庁中庭植栽基盤改良その他工事（令和5年度）
-----	------------------------

(ア) 契約の履行に関する保証を付さしていなかった。

根拠	建設工事執行規則第10条第1項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領第3
----	--

(イ) 請負代金内訳書、現場代理人及び主任技術者等の通知を受注者に提出させていなかった。

根拠	建設工事執行規則第14条第1項、第20条第1項
----	-------------------------

イ 工事請負契約における事務処理について

次の工事請負契約において、建設工事執行規則第 62 条による適用除外に該当しない規模の工事であるにも関わらず、小規模修繕執行要綱を適用して工事を施工していたことから、工事に関して管理・監督が適切に行われていなかった。適正な事務処理に努められたい。(財産管理課)

契 約 名	正面入口雨水管補修に伴う土工事 (令和 5 年度) 正面入口雨水管補修に伴う残土等処分工事 (令和 5 年度) 正面入口雨水管補修に伴う既設管撤去工事 (令和 5 年度) 正面入口雨水管補修工事 (令和 5 年度) 正面入口雨水管補修に伴う舗装工事 (令和 5 年度) 旧第一駐車場雨水管取付に伴う解体及び土工事 (令和 5 年度) 旧第一駐車場雨水管取付工事 (令和 5 年度)
根 拠	建設工事執行規則第 62 条 小規模修繕執行要綱第 1 条

【改善を求める事項】

工事請負契約における事務処理について

指摘事項イに掲げる工事請負契約において、次のとおり改善を求める事項があった。(財産管理課)

ア 一連の雨水管に係る補修及び新設の工事で、工種ごとに 100 万円未満に分割し、予定価格が 100 万円を超えないことを理由として、すべて同じ業者と一者による随意契約を行っていた。工事請負契約の発注に当たっては、原則として競争入札の実施により、契約の経済性、公平性、競争性、透明性及び効率性の確保に努める必要がある。

イ 指名競争入札及び随意契約による工事の発注に当たっては、工事の種類に応じた業種について入札参加資格の認定を受けている建設業者を選定しなければならないが、雨水管に係る工事であるにも関わらず、管工事の資格認定を受けていない建設業者を選定し、発注していた。この結果、受注者から別の業者に対して下請契約が行われていた。

適正な施工を確保するため、契約の相手方は、適切な資格を有する建設業者の中から選定する必要がある。

2. 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援、児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

- イ 組織体制 18 課

課名	健康福祉総務課、健康危機管理課、子供未来応援課、安心保育推進課、こども家庭課、被爆者支援課、疾病対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護政策課、医療機能強化推進課、医療介護基盤課、健康づくり推進課、医療介護保険課、国民健康保険課、地域共生社会推進課、社会援護課、障害者支援課
----	---

- ウ 職員数（令和6年4月1日現在）

現員 333 人（うち暫定再任用職員数 4 人）

会計年度任用職員数 125 人

- エ 主な施策（令和5年度）

新型コロナウイルス感染症対策の強化
少子化対策・子育て支援
信頼される医療・介護提供体制の構築
県民の健康づくりや疾病予防・介護予防対策
がん対策日本一に向けた取組の強化

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次に掲げる委託業務は、視察に係る一連の業務と考えられるが、現地のコーディネーター手配など一部の業務について先行して契約を結ぶ必要があるなどとして、それぞれ予定価格が100万円を超えないことを理由にして随意契約を行っていた。

委託契約の事務処理については、競争入札を原則とし、あらかじめ委託する業務の内容を精査し、可能なものは一体的な発注を検討するなど、より適切な契約方法を選択していただきたい。

また、随意契約を適用する場合においても、チェックシートなどを適正に用いて合理的な理由を整理していただきたい。（子供未来応援課）

業務名	フィンランドネウボラ等の視察に係る手配業務（令和5年度） フィンランド視察に係る専用車手配業務（令和5年度）
-----	---

3. 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川、砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港、港湾、漁港その他土木に関する事務
- イ 組織体制 17課1担当

課名	土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、建設DX担当、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、都市環境整備課、建築課、住宅課、営繕課
----	--

- ウ 職員数（令和6年4月1日現在）
現員 391人（うち暫定再任用職員数 12人）
会計年度任用職員数 31人
- エ 主な施策（令和5年度）
豪雨災害からの復旧・復興
広島空港の利用促進
デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進
道路ネットワークの充実・強化
観光振興に資する基盤整備
みなと環境の整備
持続可能なまちづくり
ひろしまの建築物のブランド化

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項があった。

【指摘事項】

ア 借受財産の管理について

次の財産について、借受けの手続きは行われているが、借受台帳による記録管理が行われておらず、財産管理課への報告もされていなかった。適正な事務処理に努められたい。（道路河川管理課）

財 産	土地 196.95 m ² （防災行政無線絵下山中継局）
	土地 47.25 m ² （防災行政無線大鬼山中継局）
根 拠	広島県公有財産管理規則第61条、第64条

イ 工事請負契約における事務処理について

工事請負契約において、（ア）及び（イ）のとおり、不適正な事務処理があった。適正な事務処理に努められたい。

(ア) 契約変更によって建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）の対象工事となったが、県知事（建築主事を置く市町村は市町村長）への通知を行っていなかった。（河川課）

契 約 名	広島県水防テレメータ機器更新工事（令和4・5年度）
根 拠	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令第9条第1項第2号

(イ) 契約の履行に関する保証を付させていなかった。（港湾振興課、港湾漁港整備課）

契 約 名	国際拠点港湾 広島港宇品地区クルーズターミナル(仮称)建設事業（令和4・5年度）
根 拠	建設工事執行規則第10条第1項 建設工事請負契約等における契約保証に関する事務取扱要領第3

(3) 知事の要請による監査の結果

【広島高速道路公社の再発防止策に係る県の取組】

広島高速道路公社（以下「公社」という。）を指導監督する局の取組について、県・広島市・公社で構成する連絡調整会議を定期的で開催して、公社改革の取組状況や事業の進捗状況等を広島市及び公社と議論し、必要な助言などを継続的に行っていることを確認した。

引き続き、公社が自律的かつ効率的に公社改革及び再発防止策を推進できるよう、県として外部統制を有効に機能させ、広島市及び公社と連携して取組を進めていただきたい。（土木建築総務課、道路企画課）

4. 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員7人、予備委員2人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制（令和6年4月1日現在）
専任職員なし（土木建築総務課が事務を執行）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

5. 西部総務事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部総務事務所	広島市中区基町 10 番 52 号	広島市、呉市、竹原市、 大竹市、東広島市、 廿日市市、安芸高田市、 江田島市、安芸郡、 山県郡、豊田郡
西部総務事務所総務第二課	廿日市市桜尾本町 11 番 1 号	
西部総務事務所呉支所	呉市西中央一丁目 3 番 25 号	
西部総務事務所東広島支所	東広島市西条昭和町 13 番 10 号	

ウ 組織体制（人数は、令和 6 年 4 月 1 日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部総務事務所	14 人	1 課	総務課
西部総務事務所総務第二課	13 人	1 課	総務第二課
西部総務事務所呉支所	16 人	1 課	総務課
西部総務事務所東広島支所	23 人	2 課	総務課、経理課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

6. 東部総務事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 各事業事務所の庶務・経理などに関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部総務事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市、尾道市、福山市、
東部総務事務所総務第二課	尾道市古浜町26番12号	府中市、世羅郡、神石郡

ウ 組織体制（人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部総務事務所	21人	2課	総務課、経理課
東部総務事務所総務第二課	11人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

7. 北部総務事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 各事業事務所の庶務・経理に関すること
各事業事務所等の連絡調整に関すること
各事業事務所の危機管理の総括に関すること
県民相談に関すること

- イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
北部総務事務所	三次市十日市東四丁目6番1号	三次市、庄原市
北部総務事務所総務第二課	庄原市東本町一丁目4番1号	

- ウ 組織体制（人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
北部総務事務所	16人	1課	総務課
北部総務事務所総務第二課	14人	1課	総務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

8. 東部県税事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県税の賦課徴収に関すること
県税の窓口領収、納税証明に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部県税事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市、尾道市、福山市、
東部県税事務所尾道分室	尾道市古浜町26番12号	府中市、世羅郡、神石郡

ウ 組織体制（人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部県税事務所	60人	4課 1班	地方税特別滞納整理班、 税務管理課、滞納整理課、 課税第一課、課税第二課
東部県税事務所尾道分室	10人	2班	納税班、滞納整理班

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

9. 北部県税事務所

(1) 機関の概要

ア 主な業務 県税の賦課徴収に関すること
県税の窓口領収、納税証明に関すること など

イ 所在地、所管区域

所在地	所管区域
三次市十日市東四丁目6番1号	三次市、庄原市

ウ 組織体制（人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計）

人数	課の数	課名等
19人	2課	収納管理課、課税課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

10. 県立文書館

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等
- イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ウ 職員数（令和6年4月1日現在）
現員 5人
会計年度任用職員数 7人

エ 主な事業実績（令和5年度）

- 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（令和6年4月1日現在）
行政文書約6万7千冊、行政資料約11万3千冊、古文書約30万1千点
マイクロフィルム約236万コマ、複製資料約4万2千冊、図書約2万5千冊
- 利用状況（令和5年度）

来館者数	文書出納	複写枚数
3,341人	7,568冊	7,914枚

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

11. 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業、農業、畜産業、水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区基町 10 番 52 号 県庁本館 3 階
- ウ 組織体制 1 部（企画部）
- エ 職員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）
現員 11 人（うち暫定再任用職員数 1 人）

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

12. 県立総合技術研究所西部工業技術センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県内企業の振興及び技術の高度化を支援するため、研究開発、技術相談・指導、依頼試験、技術者研修及び技術情報の提供等
他の機関から委託を受けた調査研究
- イ 所在地 本所：呉市阿賀南二丁目10番1号
支所：東広島市鏡山三丁目13番26号（生産技術アカデミー）
- ウ 組織体制 本所：総務担当、3部（技術支援部、材料技術研究部、加工技術研究部）
支所：総務担当、技術支援担当、DX推進担当、2部（製品設計研究部、生産システム研究部）
- エ 職員数（令和6年4月1日現在）
現員 58人（うち暫定再任用職員数 2人）
会計年度任用職員数 2人

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

13. 西部厚生環境事務所・西部保健所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 地域医療・介護保険・疾病予防に関すること
 食品衛生・薬事に関すること
 環境保全、廃棄物対策に関すること
 試験検査業務に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
西部厚生環境事務所・西部保健所	廿日市市桜尾二丁目2番68号	広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡、山県郡
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	広島市中区基町10番52号	
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	呉市西中央一丁目3番25号	

ウ 組織体制（人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
西部厚生環境事務所・西部保健所	63人	5課	厚生課、保健課、生活衛生課、環境管理課、試験検査課
西部厚生環境事務所広島支所・西部保健所広島支所	48人	3課	厚生課、保健課、衛生環境課
西部厚生環境事務所呉支所・西部保健所呉支所	23人	2課	厚生保健課、衛生環境課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

14. 西部子ども家庭センター

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 子ども、知的障害のある人、女性に関する相談業務、判定業務、一時保護業務
- イ 所在地 広島市南区宇品東四丁目1番26号
- ウ 組織体制 5課（総務企画課、女性相談課、相談援助第一課、相談援助第二課、一時保護課）
- エ 職員数（令和6年4月1日現在）
 現員 72人（うち暫定再任用職員数 2人）
 会計年度任用職員 86人
- オ 主な事業実績（令和4年度）

(ア) 児童相談業務

- ・相談種別受付件数 (単位：件)

養護	心身障害※	非行	育成	その他	計
1,673	893	47	18	14	2,645

※ 保健相談を含む。

- ・児童虐待対応処理件数 (単位：件)

身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
435	220	23	788	1,466

- ・一時保護状況

実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数
183人	3,908人	21.4日	10.7人

(イ) 知的障害者更生相談業務

- ・相談受付件数等 (単位：件)

相談受付件数（取扱実人員）	療育手帳等判定件数	療育手帳交付件数
451	214	324

- ・療育手帳判定件数 214件

(ウ) 女性相談業務

- ・面接相談主訴別人数 (単位：人)

人間関係					住居 問題	帰住先 なし	経済 関係	医療 関係	その他	計
夫等	子ども	親族	交際相手	その他						
89	12	22	3	3	0	7	10	0	1	147

- ・電話相談主訴別件数 (単位：件)

人間関係					住居 問題	帰住先 なし	経済 関係	医療 関係	その他	計
夫等	子ども	親族	交際相手	その他						
436	256	337	110	566	23	2	58	545	0	2,333

・一時保護状況

区 分	実人員	延人員	1人平均保護日数	1日平均保護人数
保護女子	84人 (57人)	906人	10.8日	3.5人
同伴児	32人 (25人)	362人		

(注) 人員の括弧書きは、DVによる保護で内数である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

15. 広島障害者職業能力開発校

(1) 機関の概要

ア 主な業務 職業能力開発促進法の規定により、国が設置する当該校の運営を県が受託し、高等技術専門校等で職業訓練を受けることが困難な身体又は精神に障害がある者等に対して、その能力に適応した訓練を実施する。

イ 所在地 広島市南区宇品東四丁目1番23号

ウ 職員数（令和6年4月1日現在）

現員 21人（うち暫定再任用職員数 3人）

会計年度任用職員数 51人

エ 職業訓練実施状況（令和5年度）

【施設内訓練】

（単位：人）

科名	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	退校者数		修了者数		入校者就職数
					就職者数	就職者数	就職者数	就職者数	
CAD技術科2年	2年	15	7	5	1	0	4	4	4
CAD技術科1年	2年	15	6	5	1	0	—	—	0
情報システム科2年	2年	10	23	10	2	1	8	8	9
情報システム科1年	2年	10	18	9	2	1	—	—	1
Webデザイン科2年	2年	10	11	10	6	2	4	4	6
Webデザイン科1年	2年	10	19	10	4	1	—	—	1
OAビジネス科	1年	17	4	3	1	0	2	2	2
OAビジネス科（音声パソコンコース）	1年	3	2	2	0	0	2	2	2
事務実務科	1年	10	12	6	2	0	4	0	0
総合実務科	1年	30	14	7	4	2	3	3	5
総合実務科（チャレンジコース）	6月	5×2	3	3	0	0	3	2	2
合 計		140	119	70	23	7	30	25	32

（注1）CAD技術科、情報システム科、Webデザイン科の2年の応募・入校者数は令和4年度の状況、退校者・入校者就職数は令和4年度から令和5年度までの状況である。

（注2）入校者就職者数は、自営業も含み、修了3か月後の状況である。

【委託訓練】

（単位：人）

訓練科目	訓練期間	定員	応募者数	入校者数	修了者数	就職者数
〔知識・技能習得訓練コース〕 パソコン初級スキル習得科等2科6コース	3か月	50	47	37	34	11
〔実践能力習得訓練コース〕 商品管理スタッフ科等6科20コース	1か月	20	24	20	19	12
〔e-ラーニングコース〕 Web制作在宅ワークコース1科2コース	3か月	4	6	5	4	1

（注）就職者数は、自営業も含み、修了3か月後の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

16. 東部農林水産事務所

(1) 機関の概要

ア 主な業務 農林水産業の振興に関すること、ため池等整備事業・治山事業などに関する
こと、保安林の管理に関すること など

イ 所在地、所管区域（所管区域は、業務により異なる場合がある。）

事務所名等	所在地	所管区域
東部農林水産事務所	福山市三吉町一丁目1番1号	三原市、尾道市、福山市、 府中市、世羅郡、神石郡
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	尾道市古浜町26番12号	

ウ 組織体制（人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計）

事務所名等	人数	課の数	課名等
東部農林水産事務所	67人	4課 1事務所	農村振興課、水産課、農村整備課、 林務課、三川ダム管理事務所
東部農林水産事務所 尾道農林事業所	52人	3課	農村振興課、農村整備課、林務課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において指摘事項等があった。

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

次の行政財産使用料の徴収について、収入手続が遅延していた。適正な事務処理に努められたい。（東部農林水産事務所尾道農林事業所）

使用許可財産	許可内容	使用許可期間	徴収期限	納入通知日	使用料 (年額)
中央森林公園 その3	携帯電話基 地局設置敷	令和6年4月1日 ～令和11年3月31 日	令和6年 3月31日	令和6年 4月1日	13,860円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条				

【改善を求める事項】

文書管理システムの適正な使用について

文書管理システムにより作成し、電子決裁を受けるべき起案文書について、文書管理システムによらずに決裁しているものがあった。文書管理システムによる文書管理については、行政事務の全般的な効率化・高度化を図るものであり、広島県文書等管理規程に基づき適正に文書管理システムを使用する必要がある。（東部農林水産事務所尾道農林事業所）

根 拠	広島県文書等管理規程第20条
-----	----------------

17. 北部農林水産事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 農林水産業の振興に関すること
農道・林道などの整備に関すること
保安林の管理・民有林の開発規制に関すること など

イ 所在地、所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市、庄原市

ウ 組織体制（人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計）

人数	課の数	課名等
62人	5課	農村振興課、農村整備第一課、農村整備第二課、林務第一課、林務第二課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、次のとおり重要な点において検討要請事項があった。

【検討要請事項】

委託契約における事務処理について

次の委託契約において、緊急を要することを理由に、当初業務とは異なる地区で発生した業務を追加していた。別契約を検討するなど、より適切な契約方法を選択していただきたい。

契約名	令和5年度 林道界谷小峠その2線 測量設計業務 No. 101
根拠	設計変更に伴う契約変更基準について(平成10年2月13日付け農政部長・林務部長通知)

18. 東部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など

イ 所在地、所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡

ウ 組織体制（人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員数）

人数	課等の数	課名等
20人	2課	畜産振興課、防疫課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

19. 北部畜産事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 畜産の生産構造改革の推進に関する事
畜産物の生産及び流通に関する事
家畜の改良増殖に関する事
草地の造成及び改良に関する事
畜産経営に係る環境整備に関する事
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する事
動物用薬事に関する事
飼料の安全に関する事 など

イ 所在地、所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市、庄原市

ウ 組織体制（人数は、令和6年4月1日現在の常勤職員及び暫定再任用職員の合計）

人数	課の数	課名等
21人	2課	畜産振興課、防疫課

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

20. 東部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など

イ 所在地、所管区域

所在地	所管区域
福山市三吉町一丁目1番1号	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡

ウ 職員数

- 2人（令和6年4月1日現在の常勤職員数）
ただし、東部畜産事務所長及び次長が兼務

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

21. 北部家畜保健衛生所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 家畜の伝染病予防に関すること
家畜の繁殖障害の除去及び人工授精の実施に関すること
家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関すること
獣医事に関すること など

イ 所在地、所管区域

所在地	所管区域
庄原市東本町一丁目4番1号	三次市、庄原市

- ウ 職員数 1名（令和6年4月1日現在の常勤職員数）
ただし、北部畜産事務所次長が兼職

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

22. 西部教育事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言
市町立小・中・義務教育学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免
その他の人事及び研修
- イ 所在地 本所：呉市西中央一丁目3番25号
支所：広島市安佐北区可部四丁目6番18号
- ウ 所管区域 本所：呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、
府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町
支所：安芸高田市、安芸太田町、北広島町
- エ 組織体制 2課（総務課・教育指導課）、1支所（芸北支所）
- オ 職員数（令和6年4月1日現在）
現員 34人（うち暫定再任用職員数 3人）
会計年度任用職員数 2人
- カ 主な事業（令和5年度）
管内の市町教育長、小・中・義務教育学校教職員を対象とした研修会等の
実施
学校訪問指導

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

23. 東部教育事務所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 市町教育委員会の指導及び助言
市町立小・中・義務教育学校及び共同調理場の県費負担教職員の任免
その他の人事及び研修
- イ 所在地 尾道市古浜町 26 番 12 号
- ウ 所管区域 三原市、尾道市、府中市、世羅町、神石高原町
- エ 組織体制 2 課（総務課、教育指導課）
- オ 職員数（令和 6 年 4 月 1 日現在）
現員 17 人（うち暫定再任用職員数 1 人）
会計年度任用職員数 1 人
- カ 主な事業（令和 5 年度）
管内の市町教育長、小・中・義務教育学校教職員を対象とした研修会等の実施、学校訪問指導

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

24. 県立呉宮原高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 呉市宮原三丁目1番1号
 ウ 教職員数 (令和6年5月1日現在)
 本務者数 43人 (うち暫定再任用職員数 3人)
 会計年度任用職員数 13人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	200	200	200	600
生徒数	(人)	200	197	175	572
充足率	(%)	100.0	98.5	87.5	95.3
退学者	(人)	2 (1)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	159人		(83.2%)	
	専修・各種	28人		(14.7%)	
	就 職	1人		(0.5%)	
	その他	3人		(1.6%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和6年5月1日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和5年度(令和6年3月末現在)の状況である。

・「退学者」の()内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第15条第2項第1号及び第2号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

25. 県立日彰館高等学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 教育基本法に基づく高等学校教育の実施
 イ 所在地 三次市吉舎町吉舎 293 番地 2
 ウ 教職員数 (令和 6 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 25 人 (うち暫定再任用職員数 3 人)
 会計年度任用職員数 9 人

エ 生徒の状況

課程		全日制			
		普通科			
学科・学年等		1	2	3	計
総定員	(人)	80	80	80	240
生徒数	(人)	80	76	69	225
充足率	(%)	100.0	95.0	86.3	93.8
退学者	(人)	0 (0)			
休学者	(人)	0			
進 学 就 職	大学・短大	21 人		(40.4%)	
	専修・各種	25 人		(48.1%)	
	就 職	6 人		(11.5%)	
	その他	0 人		(0.0%)	

(注)・「学科・学年等」の生徒数等は、令和 6 年 5 月 1 日現在の状況である。

・「退学者」、「休学者」、「進学就職」は、令和 5 年度 (令和 6 年 3 月末現在) の状況である。

・「退学者」の () 内は、退学者のうち、休学後に退学した者の再掲である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。

26. 県立庄原特別支援学校

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 知的障害等のある児童・生徒の教育の実施
 イ 所在地 庄原市三日市町 5004 番 44
 ウ 教職員数 (令和 6 年 5 月 1 日現在)
 本務者数 59 人 (うち暫定再任用職員数 3 人)
 会計年度任用職員数 14 人

エ 生徒の状況

部・学年等	小学部							中学部				高等部				
	1	2	3	4	5	6	計	1	2	3	計	1	2	3	計	
児童生徒数 (人)	5	3	4	4	5	5	26	7	7	3	17	16	15	17	48	
卒業者	—							7				12				
進学就職	進学	—							7人 (100.0%)				0人 (0.0%)			
	就職	—							0人 (0.0%)				3人 (25.0%)			
	その他	—							0人 (0.0%)				9人 (75.0%)			

(注)・「部・学年等」の生徒数等は、令和 6 年 5 月 1 日現在である。

・「卒業者」、「進学就職」は、令和 5 年度 (令和 6 年 3 月末現在) の状況である。

(2) 監査の結果

「監査の趣旨」及び「監査の実施内容」のとおり監査した限りにおいて、概ね監査基準第 15 条第 2 項第 1 号及び第 2 号のとおりであり、重要な点において指摘事項等はなかった。